

給水管の所有者に関する個人情報等の外部提供取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宅地所有者、宅地購入予定者及び宅地建物取引業者（以下「宅地所有者等」という。）に対する給水管の所有者に関する個人情報等の外部提供について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 宅地所有者等は、住宅等の新築又は改築のために既設給水管を分岐し、又は移設する給水装置工事を計画する場合において必要があるときは、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対し、当該既設給水管の所有者に関する情報の外部提供（以下「本件外部提供」という。）を申請することができる。

2 本件外部提供の申請は、保有個人情報外部提供申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

3 本件外部提供の申請に当たっては、宅地所有者等は、当該既設給水管を分岐し、又は移設する給水装置工事により給水する住宅等について権利を有すること等を明らかにしなければならない。

(外部提供に係る個人情報の項目)

第3条 本件外部提供に係る保有個人情報の項目は、給水装置工事台帳に記載されている事項のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 既設給水管の所有者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 給水装置工事申込年月日
- (3) 既設給水管の設置場所

(審査及び許可条件)

第4条 管理者は、第2条の規定する申請があった場合に、当該申請が次に掲げる要件を満たすものであって、分岐に当たって既設給水管の所有者の承諾を得る必要があると認めるときは、本件外部提供を許可するものとする。

- (1) 当該既設給水管を分岐し、又は移設する給水装置工事による給水が可能であること。
 - (2) 給水管を新設する場合に比べて給水装置工事申込者の負担軽減となり、かつ、豊中市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が指導する給水管の適正管理に資すること。
- 2 管理者は、前項の許可をするに当たっては、申請者に対して、次の条件を付するものとする。
- (1) 本件外部提供に係る情報の適正管理に努めること。
 - (2) 本件外部提供に係る情報を、当該給水装置工事のための既設給水管の所有者との連絡以外の目的に利用しないこと。
 - (3) 既設給水管を分岐し、又は移設する給水装置工事の承諾が得られた場合、工事の必要がなくなった場合その他既設給水管の所有者に関する情報を保有する必要がな

くなくなった場合には、速やかに上下水道局に返却すること。

(可否決定)

第5条 管理者は、本件外部提供の申請について可否決定を行ったときは、保有個人情報外部提供可否決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(提供の実施)

第6条 本件外部提供の実施は、前条の通知書をもって行うものとする。

(本人への通知)

第7条 管理者は、本件外部提供を行ったときは、保有個人情報目的外利用等通知書(様式第3号)により、既設給水管の所有者に、外部提供を行った旨を通知する。

(記録)

第8条 管理者は、本件外部提供を行った場合には、保有個人情報目的外利用等記録簿(様式第4号)により、その内容を記録するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給水管の所有者に関する個人情報等の外部提供について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

保有個人情報外部提供申請書

豊中市上下水道事業管理者 宛

(申請者)住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

担当者

電話番号(.....).....-

豊中市個人情報保護条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の外部提供を受けたいので申請します。

個人情報ファイル又は行政文書の名称 給水装置工事台帳	
保有個人情報の内容 工事予定場所(豊中市 町 丁目 番号(番地)に 敷設されている給水管の所有者等に関する情報 ・給水管の所有者の氏名、住所及び電話番号 ・給水装置工事申込年月日 ・既設給水管の設置場所	
業務名及び使用目的並びに使用方法 ・既設給水管の所有者に分岐を相談するため。 ・目的以外には使用しません。	
申請者の区分 (の欄にチェック) 宅地所有者 宅地予定購入者 宅地建物取引業者 指定給水装置工事事業者	
管理方法	・鍵のかかる保管箱等で保管します。 ・既設給水管から分岐しない場合は、返却します。 ・不要になれば返却します。
記録形態等	文書 電磁的記録() 電子計算機処理 有 無
利用開始希望年月日	年 月 日

(様式第2号)

豊水給第 号
年 月 日

保有個人情報外部提供可否決定通知書

(申請者) 様

実施機関名 豊中市上下水道事業管理者 印
(担当課) 豊中市上下水道局経営部お客さまセンター給排水課
(連絡先) 06(6858)2961

年 月 日付けで申請のあった保有個人情報の外部提供については、次のとおり決定しましたので、豊中市個人情報保護条例施行規則第15条第3項の規定により通知します。

決定の内容	可 否
個人情報ファイル又は行政文書の名称 給水装置工事台帳	
保有個人情報の内容 別紙のとおり	
外部提供の条件	別紙のとおり
不承認の理由	

可否決定通知書の別紙

(様式第 2-1 号)

豊水給第 号

【保有個人情報の内容】

既設給水管の所有者	
住所
氏名
電話番号 (.....)
給水装置工事申込年月日 年 月 日
既設給水管の設置場所	豊中市 町 丁目 番 号 (..... 番地)

給水管の敷設位置は、別紙の位置図を参考にしてください。

【外部提供の条件】

1. 鍵のかかる保管箱等で保管すること。
2. 分岐の相談以外に使用しないこと。
3. 複写及び複製しないこと。
4. 不正使用があったときには、使用の停止を命じるので、それに従うこと。
5. 分岐の同意を得る必要がなくなった場合は、返却すること。
6. 紛失等が生じた場合は、上下水道局経営部お客さまセンター給排水課 電話番号 (06(6858)2961) に連絡してください。

上記の条件に違反した場合は、許可の取消し並びに外部提供に係る保有個人情報の返還を求めます。

豊水給第 号
年 月 日

保有個人情報目的外利用等通知書

(給水管の所有者)

..... 様

実施機関名 豊中市上下水道事業管理者 印
(担当課)豊中市上下水道局経営部お客さまセンター給排水課
(連絡先) 06(6858)2961

豊中市個人情報保護条例第12条第2項第6号の規定により、次のとおりあなたの情報を
(目的外利用・外部提供)しましたので、同条第4項の規定により通知します。

実施年月日	年 月 日
目的外利用する 保有個人情報の保管課	
外部提供先	住所 氏名 電話番号 (.....)
目的外利用等をする保有個人情報の内容 【既設給水管の所有者に関する情報等】 既設給水管の所有者 住所 氏名 電話番号 (.....) 給水装置工事申込年月日年 月 日 既設給水管の設置場所 豊中市町 丁目 番 号 (.....番地)	
目的外利用等する理由 既設給水管の所有者に分岐を相談するため	
運営委員会の承認	平成18年11月8日付け豊情運答申第54号で、承認済
備 考	・既設給水管の敷設位置は、別紙の位置図を参考にしてください。

保有個人情報目的外利用等記録簿

豊中市上下水道局経営部お客さまセンター給排水課

個人情報ファイル又は行政文書の名称 給水装置工事台帳						
区分	目的外利用		外部提供			
実施年月日又は時期	年 月 日から		年 月 日			
利用先又は提供先						
保有個人情報の本人の氏名又は事務事業の名称						
保有個人情報の内容又は項目及び対象情報の量 所有者の氏名・住所及び電話番号、給水装置工事申込年月日、既設給水管の設置場所						
該当する根拠条項	豊中市個人情報保護条例第 1 2 条第 2 項第 6 号適用 法令等() ()					
目的外利用した理由 既設給水管の所有者に分岐を相談するため						
備 考		供	係	係長	課長補佐	課長
		覧				

